

こんにちは 家畜保健衛生所です

令和2年6月

自己の飼養する雌畜に行う家畜人工授精
及び家畜受精卵移植の適正な実施について

沖縄県において、

家畜人工授精師の資格をもたない酪農家が、自己飼養の乳用雌牛に家畜人工授精（黒毛和種）を行い、

生産した交雑種について遺伝子の父子不一致が確認されました。



家畜改良増殖法では、家畜人工授精師等の免許を
持たなくても、自己飼養の雌畜への家畜人工授精や家畜
受精卵移植は、例外として認められています。



ただし、販売した子牛に問題が生じた場合、詐欺や
損害賠償に問われる可能性があり、自己の農場に加え、
関係する家畜市場、県の畜産業・畜産物に対する社会的
信頼も損ってしまいます。



適正な家畜人工授精等の実施のため別紙に
記載した内容の徹底をよろしくお願いいたします！

(別紙)

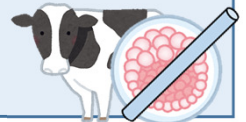


自己飼養の雌畜に行う適正な 家畜人工授精等の実施に向けて

家畜人工授精用精液等の融解容器に記載の種雄牛名、採取年月日等を確認し、目的の家畜人工授精用精液等であることを確認！



注入する雌畜名や個体識別番号、家畜人工授精用精液等の情報（証明書記載内容も含む）について確認・記録！

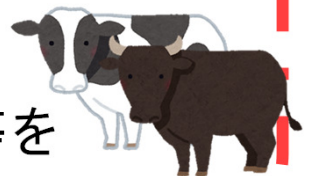


使用済みの容器（ストロー）と対応する証明書を突合出来るように管理！



★生産子牛を販売する場合

当該子牛の生産情報＊を証明する書類の作成、保管していたストロー・証明書の添付を行い、家畜人工授精等を行った者やその経緯を明確にして下さい！



＊ 注入等年月日、両親の情報、家畜人工授精等を行った者の氏名等

家畜保健衛生所 業務第一課
〒639-1123 大和郡山市筒井町600-3
TEL 0743-59-1700 FAX 0743-59-1740

家畜保健衛生所 業務第二課
〒639-2204 御所市南十三152-1
TEL 0745-62-2440 FAX 0745-62-8771